

預金との共存

日本銀行
2025年11月18日

1. 中間整理および昨年度幹事会での議論の振り返り

中間整理

- 銀行預金から急激／継続的な資金シフトが生じた場合、金融システム・経済に悪影響を及ぼす可能性。金融仲介機能・預金保険制度や経済活動全般への影響を評価・分析した上で、セーフガード措置の検討が必要。
 - 保有額制限は、銀行預金からの資金シフトを直接制限できる一方、手数料による対応は、特に金融ストレス時に機能しない可能性もあり、その効果が明確ではない。保有額制限を主軸として検討していくべき。
 - 保有額制限の検討には、複数口座を開設した場合の対応や、上限額を超えた受払への対応（事前に登録した銀行口座等に自動的に振り替え・チャージする機能）等もあわせて検討していく必要。

第3回幹事会に向けた事業者ヒアリング

- セーフガードやオートスティングなどの導入に当たっては、システム負担軽減や不正利用対策など様々な考慮事項がある。
 - セーフガードの上限額などを考えるに当たっては、個人事業主であるといった利用者の性質にも留意する必要がある。
 - オートスティング等の運用に当たっては、仲介機関の接続処理負担や不正利用の可能性にも注意した設計がされる必要がある。
 - チャージしたつもりがされていない、勝手にオートスティングされており、財産がどこにあるか把握できないなど、利用者に不安を感じさせうる状態をつくるないようにする必要がある。

2. 目的に応じた量的制限①：制限の方法について

■ 金融システムの安定のためには、以下のとおり、保有額制限を主軸として検討することが適当か。

<マクロプルーデンスの観点>

- 急激・継続的な預金流出を避ける観点から、個人および法人（非金融機関等）のCBDC保有に制限をかけることが考えられる。一時的な変化には取引額制限にも効果があり得るが、継続的な信用不安や構造的な預金量低下を防ぐためには、中間整理のとおり、保有額制限を主軸として検討していくべき。
 - なお、欧州においては、法人の保有額をゼロとする一方で、オートスイギング／チャージ機能を用いた決済を可能にすることが想定されている。

<ミクロプルーデンスの観点>

- 個別金融機関の固有事情による預金流出については、「デジタルバンクラン」一般の問題である。加えて平時より、上記の保有額制限に加えて、個別金融機関の判断で、預金からCBDCへ払出回数や払出金額に制約を設けておくことが考えられる。

3. 目的に応じた量的制限②：上限額の水準について

■ 一般論として、上限額の水準については、以下の双方の視点について留意が必要か。

<CBDCの規制サイドの視点>

- 金融システムの安定のほか、経済・社会情勢等（金融調節、法定通貨としての性質など）を踏まえて、上限額の水準を設定・変更することとなるか。
 - － CBDCは現金と同様、価値保蔵の手段として全く使われないわけではない。
 - － AML/CFT目的（顧客保護を含む）や事務負担、システム負荷の観点から、各金融機関の判断で別途の制限（取引金額・回数、払出制限）が設けられる場合、その効果についても加味して考える必要。

<CBDCの利用サイドの視点>

- CBDCは民間銀行預金と異なり、付利を想定することは難しいほか、他の民間キャッシュレス決済手段との比較でも、発行体がポイントを付与することは想定され難い。
- 利便性を大きく損なうと、政策目的を果たさないため、そのトレードオフを意識することが必要であるほか、ユーザー（消費者・企業）や仲介機関にとって、分かりやすい仕組みにしておくことが望ましい。

■ 保有額制限の運用に当たっては、マクロ的な抑制が目的のため、極めて厳格な制限まで求めなくてもよい。加えて、以下のような実務上の課題も考慮する必要。

<システム制約に起因する一時的な上限額超過>

- 中間整理のとおり、保有上限額を超えた受払を行う場合の対応としては、**保有上限額を上回る受取は事前に登録した口座**（例：預金口座）に自動的に振り替える（オートスイギング）機能を付与することが考えられる。
- もっとも、金融機関のシステム負荷の大きさに鑑みると、業務量次第では**即時・常時のオートスイギングは困難**と考えられる。従って、**一定期間の上限額超過は許容すること**（勘定系システム停止中・処理間の上限超過を容認）も選択肢たり得るか。
- 具体的には、技術的精査が必要だが、①勘定系システム停止中はオートスイギングが実施できない可能性を認識しつつ、②オートスイギングはまとめて処理を行うことなどが考えられる。

<保有上限額の設定・管理単位>

- 常時、ユーザーごとの複数口座残高を合算して保有上限額を管理することはシステム・制度運用上困難。代わりに**口座ごとの残高上限と口座数制限の組み合わせで管理**することが考えられる。
- 口座数制限については、①一人一口座に限定すること、②複数口座保有を認めたうえで口座数を制限すること、③口座ごとの上限を少額に止めたうえで、口座数制限は行わないことなどが考えられる。
- システム・制度運用上の課題も踏まえつつ、幅広い選択肢を検討していく必要。

5. まとめ

■ 制限の方法（方向性）

目的	個人	法人
金融システムの 安定 (マクロプルーデンス)	<u>保有額制限</u>	
金融システムの 安定 (ミクロプルーデンス)	<u>(+個別金融機関による払出回数や 払出金額の制限)</u>	<u>保有額制限</u>

■ 上限額の水準にかかる留意点

- ✓ 保有額制限の上限額の水準については、CBDCの規制サイド（法定通貨としての性質、各金融機関による制限とのバランス等）・利用サイド（インセンティブ構造、利便性等）の双方の視点をバランスよく勘案して設定する必要がある。

■ 量的制限に関連する論点への対応

- ✓ システム制約に起因する一時的な上限額超過や保有上限額の設定・管理単位については、複数の選択肢を視野に入れつつ、柔軟な対応を検討していくことが適当と考えられる。